

会 議 録

第 1 日

(平成 3 年 11 月 5 日)

○議 事 日 程 第 1 号

平成 3 年 11 月 5 日 (火) 午前 10 時開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 117号ないし議案第 119号 …………… 説明・質疑
委員会付託

議案第 117号 平成 2 年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について

議案第 118号 工事請負契約の締結について
—北部雨水(汚水)4号幹線管渠布設工事—

議案第 119号 専決処分について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (40名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生

小川政人
 川村幸善
 喜多野等
 久保博正
 桑原勇
 小林博次
 坂口正次
 佐藤晃久
 佐野光信
 瀬川憲生
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 野崎洋
 野呂平和
 橋本茂
 橋本増蔵
 長谷川昭雄
 日置紀平
 藤井浩治
 古市元一
 堀内弘士
 益田力子
 水野和子
 水野幹郎

毛利道哉
 森真寿朗

○欠席議員 (-1名)

田中武

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	片岡一三
助役	加藤宣雄
収入役	毛利道男
調整監	鈴木一美
市長公室長	栗本春樹
計画推進部長	馬淵則昭
総務部長	石川徹夫
財政部長	佐々木龍夫
市民部長	小畑廣次
福祉部長	田中昌治
商工部長	米津正夫
農林水産部長	黒田昭公
環境部長	鵜飼滋
都市計画部長	山田稔
建設部長	西田喜大
下水道部長	岡田幹夫
消防長	島村隆彦
消防次長	浜谷敏彦
副収入役	佐野孝男

教 育 長 丹 羽 武
教 育 次 長 宮 田 勉

代表監査委員 樋 尾 裕

○出席事務局職員

事 務 局 長 長谷川 昭 彦
議 事 課 長 伊 藤 千 秋
議事課長補佐 福 島 和 幸
議 事 係 長 玉 田 耕 士
主 幹 井 上 紀久夫
主 幹 水 谷 正 昭

午前10時1分開会

○議長（川村幸善君） おはようございます。ただいまから平成3年11月四日市市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、38名であります。

今臨時会の議事説明者は、市長はじめ23名であります。

○議長（川村幸善君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました議事日程第1号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（川村幸善君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員に、青山弘忠君及び古市元一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（川村幸善君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今臨時会の会期は、本日から11月13日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日から11月13日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議案第117号 平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についてないし議案第119号 専決処分について

○議長（川村幸善君） 日程第3、議案第117号平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についてないし議案第119号専決処分についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第117号は、平成2年度一般会計並びに各特別会計等の決算認定についてであります。

平成元年度の我が国経済が、消費税の導入や物品税の廃止等に伴い、一部個人消費に反動が見られたものの、金融政策面で物価の安定を図ることによって、設備投資、個人消費に牽引された自立的な性格の強い内需主導の拡大を続け、景気上昇局面が長期化しております。そうした中、政府は平成2年度の経済運営に当たって、内需を中心とした景気の持続的拡大を図ること、国際協調型経済構造へ変革を推進し、保護貿易主義の抑止と自

由貿易体制の維持・強化に向け率先して努力するとともに、調和ある対外経済関係の形成と世界経済活性化への積極的貢献を行うこと等を基本的態度とし、国家予算の編成に当たっては、公債依存体質からの脱却を実現するとともに、合理化による行財政改革の推進等に取り組み、社会経済情勢の推移に即応した財政需要に財源の重点的、効率的な配分を図ることとし、一般会計の歳出予算規模は対前年度比 9.6%の伸びとなりました。

地方財政は、累積した多額の借入金残高を抱えるなど、引き続き厳しい状況に置かれ、地方財政計画も地方債の抑制、景気全般について徹底した節減合理化を図るなど、おおむね国と同一基調により策定され、対前年度比 7.0%の伸びとなりました。

平成2年度に入ってから我が国経済は、個人消費が順調に推移し、内需は引き続き増加し、雇用吸収力の大きさから労働力供給関係は、業種により人手不足感があるものの、堅調な景気拡大を続け、経済成長率は名目で 7.7%、実質で 5.7%となり、物価上昇も消費者物価 3.3%、卸売物価 1.5%と安定し、経常収支黒字も順調に縮小しました。

本市においても、基本構想に掲げる五つの都市像の実現に向かって、福祉、保健、教育、文化等、市民の日常生活に不可欠なソフトサービス及び地域社会づくり、観光、国際交流の推進、並びに産業基盤、公共・公用施設等の整備など、各般の施策を丹念に見直し、重点的かつ計画的に推進することを基本とし、行財政改革の推進と可能な限りの財源の確保を図り、効率的な経費の配分に努めたところであり、当初予算の規模は、一般会計で対前年度比 5.1%増、特別会計で10.6%増となったのであります。

その後、国・県の補助割り当ての決定に伴う公共事業費、単独公共事業費、職員退職手当等のほか、鈴鹿山麓研究学園都市構想推進に要する調査・設計費、環境技術移転センターに対する出捐金、減債基金、都市基盤・公共施設等整備基金の積立金等を補正計上したのであります。

決算額において、一般会計歳入では、市税収入は個人市民税を初めとし

て、他の税目は好調な伸びとなったものの、法人市民税が法人税率を引き下げ及び一部企業の業績の悪化により大幅な減収となったため、対前年度比 0.2%の伸びにとどまり、また、総合会館建設事業の完了等に伴う市債、国庫支出金等の減があったものの、利子割交付金等の増があり、全体としては 2.9%の伸びとなりました。

歳出では、投資的経費については、総合計画の諸施策推進に積極的に努めたのでありますが、総合会館建設事業、陸上競技場整備事業等の完了に伴い対前年度比では減となりましたが、義務的経費、商工関係貸付金、公共下水道特別会計繰出金等の増により、全体として 3.1%増となりました。また、特別会計については、競輪事業において、施設改善事業の増、公共下水道事業の増等により、全体として歳入において対前年度比12.7%増、歳出において12.5%増となりました。

これらの結果、詳細につきましては、別冊「平成2年度主要施策実績報告書」でご報告いたしておりますが、おおむね基本計画どおり実績をおさめることができました。これは、関係各位のご協力によるものと深く感謝いたす次第であります。

次に、決算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、一般会計におきましては、歳入総額 778億 4,990万 2,360円、歳出総額 766億 3,667万 7,670円で、前年度に比べ歳入で 2.9%の増、歳出で 3.1%の増となりました。

形式収支額は、12億 1,322万 4,690円となりましたが、これには事業繰越のため翌年度へ繰り越すべき財源 3億 2,164万 530円が含まれており、再差引後の 8億 9,158万 4,160円が実質剰余金で、前年度に比べ、3億 6,140万 4,955円の減となりました。

歳入歳出の内容であります。まず、歳入につきましては、予算現額に比べ、2,176万 4,390円の収入減となり、執行率は 99.97%であります。調定額に対しましては、18億 1,724万 5,133円の収入減となり、97.7%の

収入率であります。

構成比は、市税58.8%、次いで諸収入11.5%、国庫支出金 7.7%、市債 4.5%などとなっております。

収入未済額につきましては、やむを得ず不能欠損処分にした 7,456万 7,718円を除き、市税その他を合計して、17億 4,267万 7,415円を生じておりますが、これらの徴収確保には、今後も鋭意努力してまいります。

次に、歳出につきましては、支出済額は、翌年度への事業繰越額を含めると、770億 9,477万 8,200円となり、予算現額に比べ、7億 7,688万 8,550円の不用額を生じました。

構成比は、土木費21.8%、民生費17.5%、教育費14.8%、総務費13.7%、公債費 8.4%などとなっております。

翌年度繰越額は宮妻峡環境整備事業等明許繰越によるものが11件で、総額 4億 5,810万 530円であります。

次に、各特別会計及び桜財産区の決算であります。公共用地取得事業特別会計を除き、いずれも歳入歳出差引剰余金を生じております。

すなわち、競輪事業特別会計は29億 6,222万 8,102円、国民健康保険特別会計は 4億 5,138万 558円、食肉センター食肉市場特別会計は 1,462万 338円、公共下水道特別会計は 4,584万 5,541円、土地区画整理事業特別会計は事業繰越のため翌年度へ繰り越すべき財源 1億 579万 9,000円を控除した 2,513万 1,556円、交通災害共済事業特別会計は 7,265万 1,067円、市営駐車場特別会計は 3,447万 1,031円、福祉資金貸付事業特別会計は 7,379万 7,293円、住宅新築資金等貸付事業特別会計は 1,255万 645円、老人保健医療特別会計は 7,041万 3,186円、農業集落排水事業特別会計は 133万 2,717円、桜財産区は 1,922万 4,891円の実質剰余金を生じております。

以上のとおり、平成2年度における決算は、一般会計、各特別会計及び桜財産区を合計いたしまして、歳入総額 1,399億 2,889万 3,219円、歳出

総額 1,348億 2,622万 2,604円となり、差引残額は51億 267万 615円で、事業繰越による翌年度へ繰り越すべき財源 4億 2,743万 9,530円を控除した実質収支額は、46億 7,523万 1,085円の剰余金となり、前年度に比べ1億 9,723万 9,480円の増額となりました。

以上が決算の概要であります。ここで本市普通会計における財政状況について若干ご説明申し上げます。

まず、財政構造の弾力性についてであります。都市においては75%以下が望ましいとされている経常収支比率につきましては、数年減少しておりましたが、市税収入全体が伸び悩んだことにより70.2%となり、前年度の66.2%を4ポイント上回り、また、その経費の性格から硬直性が高いとされている人件費、扶助費及び公債費のいわゆる義務的経費につきましては、市税収入の伸びが低調であったこと、給与改定に伴う増が大きかったこと等により39.5%となり、前年度の38.3%を1.2ポイント上回り、若干の硬直化傾向を示しております。

さらに、公債費につきましては、2年度末残高は普通会計で516億円に達し、特別会計及び企業会計を含めた市全体としての残高は1,085億円になっており、前年度末に比して64億円増加いたしております。公債費比率は12.9%と前年度に比べ0.9ポイント上回っております。また、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率と言いますが、11.7%となっております。前年度より0.3ポイント下回っております。

一方、歳入面における市税収入につきましては、個人市民税を初めとして他の税目は好調な伸びとなったものの、法人税率の引き下げ及びバブル経済の崩壊等により一部の企業業績が悪化したことにより、法人市民税が大幅な減収となったため、全体として前年度の7.9%を7.7ポイント下回る0.2%の伸びとなりました。

この結果、歳入全体に占める市税収入の割合は、58.6%となり、前年度に比べ1.7ポイント下回ることとなりました。これは、法人市民税の大

幅な減収と利子割交付金、貸付金元利収入及び収益事業収入等の増収によって、相対的にそのウエートが低くなったことによるものであります。

平成3年度に入ってから我が国経済は、世界経済の変調にもかかわらず、民間消費と設備投資を中心とする堅調な内需に支えられ、物価、雇用面についても安定した動きを示し、景気は長期拡大過程を続けておりますが、一方、年初から景気先行指標にピークを超えたものもあり、後退期に入っているとの見方もあり、今後の社会経済情勢は予測困難な局面となっております。

中長期的な観点からは、世界経済に占める日本の多角的役割を認識し、発展途上国の累積債務問題、国際的な協調による経済支援、地球環境問題等に積極的に取り組み、世界経済の健全な発展のために国際的な貢献をしていく必要があります。国内においては、物価の安定基調を引き続き維持するとともに、労働時間の短縮等により経済構造調整を進め、豊かさを実感できる多様な国民生活の実現を図るため、弾力的な財政運営が求められるのであります。

本市の今後の行財政運営に当たりましては、今後の景気動向にも不安定要因が多く、また、ここ数年順調に推移しておりました市税収入も従前のような収入増が期待できない状況下であります。北勢地域を包括的に活性化させる「鈴鹿山麓研究学園都市構想」、「東海環状都市帯構想」、「北勢バイパス」及び「中部新国際空港」等の大規模プロジェクトの促進、「新都市拠点整備事業」及び「近鉄四日市駅周辺活性化事業」等を推進することによって、21世紀を見据えた都市基盤づくりの整備を図るとともに、「第三次行財政改善整備計画」に基づいて、行財政改革を一層推進し、変革しつつある今日の行政需要に的確に対応しつつ、新基本構想に掲げる五つの都市像の実現に向かって努力し、「魅力と活力に満ちた産業と文化のまち四日市」の実現を目指してまいり所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成2年度の用品購入基金、国民年金印紙購入基金及び土地開発基金の運用状況につきましては、別冊調書のとおりであります。

続きまして、その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第118号は、工事請負契約締結議案でありまして、北部雨水（汚水）4号幹線管渠布設工事について、金額17億465万円でもって、大林・飛鳥・中村建設共同企業体と請負契約を締結しようとするものであります。

議案第119号は、損害賠償請求事件に係る控訴について専決処分したものでありまして、昭和61年7月14日、市立富洲原中学校において発生したプール事故について、去る10月11日に判決の言い渡しが行なわれたところでありますが、教諭の指導に過失があるとの判決内容であり、本市といたしましては承服しかねるものでありますので、これが控訴について、急施を要するため、やむを得ず地方自治法第179条の規定に基づき専決処分したものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき認定、議決並びに承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 議案第119号について、私から幾つかお尋ねをいたします。

専決処分で行われた事件は、昭和61年に富洲原中学校での体育授業中のプール飛び込みによる不幸な事故が起き、重度の障害を持つことになった生徒の両親が市側を相手にして損害賠償を訴えたことから始まっております。

この種の損害賠償請求訴訟の場合、過去にも本市では、例えば昭和57年の八郷西小学校の児童転落事故の例では、一番の判決が出される前に、昭

和62年に和解が成立をしておりますように、十分な話し合いを重ねて和解をするというケースが全国的にも一般的にも圧倒的に多いと聞いているわけであります。今回の事件について一審判決までに14回の公判があったと報告されておりますが、この間、市側と原告との間で和解のチャンスは一度もなかったのでしょうか。また、話し合いは全くなされなかったのでしょうか、お聞きをいたします。

特に市は、訴訟代理人弁護士には和藤政平氏を初め5人の弁護団を立ててみえるわけですが、その点をどう打ち合わせをして取り組んでいただいたのか、どう努力していただいたのか、明らかにしていただきたいという点であります。

2点目ですが、市は控訴したわけですが、控訴を提起する理由として、第一審判決は「四日市市の主張が一部認められず、本市教育の持つ影響も考慮し」とありますが、市の主張のどの部分が認められて、何が認められなかったのか、判決の何が不服で控訴をしたのか、具体的に示していただきたい。

3点目ですが、訴訟遂行の方針が述べられておりますが、「訴訟の進行に応じ、適切な方法を講じる」とありますが、それはどういうことなのかお尋ねをいたします。特に、判決前に裁判所から和解をとという方向が出される場合、これに応ずるということも含めているのか、お尋ねをいたします。

4点目の教育委員会の対応についてであります。プールに飛び込んだ生徒が大けがをするということが今後もあってはならないことは言うまでもありません。訴訟や裁判があろうとなかろうと、こうした事故を繰り返さないために、教育委員会は指導法の見直し、プールの施設改善などについて具体的に積極的に対応すべきであります。

ところが、私の承知しているところでは、この5年間、プールの施設改善について本市では、スタート台の撤去を初め、改善策は何もとられてい

ないということであります。他市ではこの種の事故の後、積極的な改善策がとられている例が多いわけであります。四日市の事例をとらえて、マスコミでも「後を絶たぬプールの飛び込み事故、体位向上で危険増える、スタート台撤去など措置必要」と指摘する記事もあるくらいであります。この点での教育委員会の今後の対応をお聞かせいただきたい。

なお、最後に一言。この専決処分の内容は、市が裁判において控訴するというものですが、市側が一審判決を控訴することを決めた時点で、議会に判断を求めるという手順が、14日間という期間があったわけですが、所轄の教育民生常任委員会に図って議会の意向を踏まえるということはできたわけですし、また場合によっては臨時会を開くことも可能であったわけでありますが、どちらもとられてこなかった。その点で、今日専決処分という出し方はいささか議会被軽視した処理ではなかったのかと、最後に指摘を申し上げて、質問をさせていただきます。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問のありました富洲原中学校生徒のプールの事故についてのございですが、今まで裁判を重ねた中で和解のチャンスがなかったのかというご質問につきましては、私の聞いておる範囲内では、双方の主張の開きが大きくて、そういった和解を持つという状況は結果としてなかったと聞いております。

それから、和藤弁護士との連携といいますが、訴訟代理人とのことにつきましては、それぞれの主張のたびに、こちらの当時の状況等を裁判で証明していくために、ずっと連携をとりながら、裁判技術につきましては、和藤弁護士に任せる中で進めてまいりました。

上訴した理由につきましては、本人の現在における身体状況を考えますと、まことに気の毒な感は否めないのですが、判決理由の中で、最終的には教師の指導に落ち度があったと。特に、本人が飛び込む直前に

おける注意義務を怠ったという点につきまして、その瑕疵の割合は6割教諭にあったという判決内容でございました。

そのほか、原告から提訴されておりました幾つかの件につきましては、例えば段階的指導がなされていないとかといういろいろな点がありますが、それらについては私どもの主張を判決としては入れてもらっております。

さらに、問題になっておりますプールの施設につきましては、当時この文部省の標準的企画に合致しておいて、プールにおける構造上の瑕疵は認められないということで判決が出されております。

そういったような点で、今後ともこういった水泳を初めとしてスポーツにおける教育指導というものは幾つかの危険をはらむことは十分承知しております。したがって、今後とも細心の注意と計画を持って行っていかなければならないということを知り、またはそれを指導しておるところでございますが、なお今回の判決のように、直前における本人への注意義務を怠ったという点につきましては、今後の体育の指導上でもこれは大きな問題を含んでおるといことで、安心して、いわゆる教師が体育指導を行えるために、その点を上訴いたしまして、上級審の判決を待ちたいという趣旨で控訴をいたしましたわけでございます。

なお、議会への手続につきましては、今回は四日市市が提訴しておる事件でございますので、地方自治法の第96条第1項中に照らして、いわゆる議決を要する事項であることは承知しております。

しかしながら、ご承知のように、この判決は10月11日に出されまして、控訴をする期限が10月25日ということで切られておる事案でございました。その間、この市当局を初め、あるいは訴訟代理人等も含めまして、慎重審議して、そういった意見の調整を図って、10月25日に上訴することに決したわけでございます。

したがって、議会の開会等につきまして、この手続上、時間がございませんでしたので、関係の各位との連絡を持ちまして、市長専決という

ことで処理をさせていただいたわけでございます。

したがって、この自治法第179条の1項に基づいて急施を要したということで、それから時間がなかったということでの専決をやむなくいたさせていただき、今議会でご承認を求めます。

○議長(川村幸善君) 橋本 茂君。

○橋本 茂君 4点質問をさせていただいたんですが、3点目は十分お答えをいただかなかったように思うんですけども、改めてお答えをいただきたいと思いますが、1点目、弁護士にも任せていたというようなことも含めて、訴訟のたびごとに、相談をしながら裁判を経たとありますけれども、どうも和解に向けてどう努力をされたのか、今の答弁でははっきりわかりません。この点改めて、その点に絞ってお聞きをしたいと思います。

それから2点目ですが、過失の点が教師に6割あったということは承服できない。その過失の割合を問うということであるならば、今上級審に争っていく時期ですけれども、全く過失がないということを求めて、一審判決を破棄するまで控訴審では徹底して明らかにしてもらおうという立場で望んでおみえになるのか、3点目の質問と関連がありますけれども、控訴審における和解ということは全く考えていない、判決を出してくれと、市側は過失はゼロだ、こういう立場で突っ走られるのかどうか、その点も1回目の3点目とも絡めてお答えをいただきたいと思います。

教育委員会の対応をお尋ねいたしました。今後とも体育指導上、当然大いに、この5年間もそうでしたでしょうけれども、改善して、安心して教育をしていただかなければなりませんけれども、プールは文部省の基準に合致しておったからと言ってしまえばそれまでですけれども、その基準になっている日本水泳連盟のプールの基準といったものなどは、最近教育現場のプールにはスタート台をつけないというふうな規定を導入する方針だというふうになってきております。そういう意味でも本市の施設改善は積極的に行うということは、私は今後の対応に必要なようになってくると思

ます。その点などは今後教育民生委員会でも大いに議論をしていただきたいということもつけ加えておきたいのですが、さしあたって1点目と2点目、3点目の再答弁を求めたいと思います。

○議長（川村幸善君） 教育長。時間が余りありませんので、簡潔に。

○教育長（丹羽 武君） 和解につきましては、地裁における裁判の途中ではそういった雰囲気が出てこなかったというふう聞いております。したがって、双方が同じ席について和解の話をする機会はなかったように聞いております。

それから、上訴いたしておる私たちの一番の目的は、教師がいわゆる指導要領に従って一般的指導を果たしていけば、それでいいという判決がいただきたいということで、過失がゼロであるかどうかにつきましては、全く高裁の判決を待たなければならないと思っております。

それから、プールの改善につきましては、これは非常に裏腹で、深ければ背の小さい者がおぼれるおそれがあります。浅いと今度のような事故も起こるといふ、相反するものがありますので、非常に難しい点がございしますが、私どももこの事件以後、各地の調査を行いまして、最近改造を行っているプールにつきましては、飛び込みのすぐのところは1.2メートル、最深部で1.3メートルと、10センチ深くいたしております。これが最善であるかどうか、まだ私どももわかっておりません。が、そういう措置をとっております。

飛び込み台につきましては、現在も調査をしておりますが、飛び込みも正常に行われれば危険はないはずなので、いわゆるそういった危険防止のために飛び込み台を使わないで、プールサイドから飛び込む方法もございしますので、そういった指導方法を含め、この撤去問題につきましては、なお検討を進めていきたいと存じております。

○議長（川村幸善君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 時間もございません。教育民生常任委員会で私が問題提起

をいたしました4点について、大いにいろんな角度で議論を深めていただくことを要望いたしておきまして、私の質問は終わります。

○議長（川村幸善君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私も、議案第119号の専決処分の問題でお尋ねをしたいと思っております。と申しますのは、今の教育長のご答弁をお聞きしまして質問をしておかなければならないと思ったわけでございます。

教育委員会は、この問題の対応、そしてまた9月に三重西小学校で起きました市川教諭の死亡事故の問題を初めといたしまして、人命、人権にかかわる対応に大変問題があるというふう思うわけでありまして。こうした一方で、人命、人権尊重と言いながら、この問題で控訴したり、あるいは簡単に専決処分してしまって上訴するというやり方、これは最初に厳しく問題点として指摘しておきたいと思っております。

今度の控訴について、弁護団のリードですか、それとも教育委員会の判断が先行したものか、これを明らかにしていただきたい。

それから、控訴請求の要旨を議案書で見ますと、原判決を取り消す、被控訴人の請求を棄却するということになっております。これだと、全面的に原告側の言い分を否定するという形じゃないですか。この控訴請求の要旨になると。新聞記者会見に当たって、市当局が説明したところによると、ある程度は指導上の瑕疵を問われ、相当の賠償金を支払うことは予想しておったと、こういう説明をしているじゃないですか。先ほどの答弁でも、一般的指導でよいんだと、個別指導まで求められる必要はない。一般指導でいいんだと、そういう判決が出たら、それでいいんだという言い方ですね。一体、原告の過失が4割で、教育委員会が6割の責任を問われたというんですけれども、それが気に入らないということなんです。この控訴請求だと全面的否定、しかし他の文書で見ると、ある程度認めると言っている。一体5分と5分なら認めるのか、原告が6で、教育委員会側が4な

ら認めるのか、そこらのところをはっきりしていただきたい。

それから、先ほどの答弁で、正常に飛び込んでおったら事故は起こらないと、この場合は正常に飛び込んだんじゃないんですか。個別指導は全く否定するんですか。判決の言うように、体力やその児童の状態に応じて個別指導するという、こういうことは全く教育現場では否定されることですか。ここのところもはっきりしていただきたい。

いずれにいたしましても、今幾つか挙げただけでも、控訴することには大変問題があるわけでございます。あえて控訴されるというからには相当明確なものがなければならぬ。今、私が提起した問題点について、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） まず最初は、上訴をするに当たって、弁護団と教育委員会とのかかわりについてでございますが、これはもちろん私どもも裁判については素人でございますので、弁護士の意見も十分に聞く中で、私どもが考えておる教育上の問題をお話ししまして、結果として上訴することにいたしましたわけでございます。

それから、控訴請求は全面的に争うとなっておるじゃないかということでございますが、この文書表現につきましては、私も法律的にはずぶの素人でございますので、こういった場合、いわゆる被告である四日市市の方に不利な判決に対して、そういった文書表現でなされているのではないかというふうに私は解釈しておるわけですが、もし違っておれば、これは私の素人的なことでございますので、そういったところで、今後私が聞いておるところでは、準備書面とか、これから具体的にどこを争うかを出していくと聞いておりますので、そのときにそういった具体的な争点が出てくるのではないかというふうに思っております。

それから、先ほども申し上げましたように、教育の指導、特に体育、危

険を伴うこういった指導については細心の注意を払う必要があることについてはその都度指導もし、また講習会も開くなどして来ておるわけなのでございますが、ただこの事件の場合、この被害者に対してどれだけの注意をしたらいいかという、これは裁判でも何回も開かれた中で言われてきたことで、今ここで短時間で申し上げることが非常に難しいんでございますが、この状況の場合、そういった飛び込む前に個人的に指導を与えなければならぬかということまでのことについてやはり先ほどいった一般的指導という言葉は私は使わせていただいたわけでございます。

それから、最後の個別指導は否定するのかということで、今ご答弁申し上げたことと関連してくるわけでございます。この子の水泳能力なり、ずっと小学校から中学校へ来る間の本人の水泳の能力等を判断した場合に、この子に対する指導がどれだけ必要であったかということをも明らかにしたいということでございまして、一般的指導というのは個別指導を否定するものではございませんので、そういった注意をしていく中で、やはり個人的に段階的にいろいろと指導していく中では個人指導というものは非常に大事なことを考えております。

○議長（川村幸善君） 小井道夫君。

○小井道夫君 しかし、控訴請求の要旨を見たら、原判決を取り消して、被控訴人の請求を棄却するという請求になっているじゃないですか。そうすると、全く議会では詳しい内容は説明されませんし、議会がこれに承認を与えることになるわけですが、全く否定してしまうと、原告の控訴をですね。そんなことを議会が認められますか。現に、学校の教育、授業中にプールで事故を起こして、そして1級という大変な障害を受けておられるわけですね。そして、何らかの問題があったから、そうなったんでありまして、教育委員会自身もある程度の瑕疵は認めると。そして、ある程度は指導上の瑕疵を問われ、相当の賠償金を支払うことは予想しておったというんでしょう。そうしたら、この問題の対応はもっと別の道があり

はしないかということをお聞きしているわけですし、ある程度の指導上の瑕疵は予想していたと言われますけれども、6割ではだめだけれども、どこまでなら納得できるんですか。これは一般論ではなくて、控訴するかせぬかの具体的な問題なんですから、教育委員会として弁護団も含めていろいろ協議してきたというのならば、その辺の突っ込んだ議論もしておるはずなんです。してなければ、そんな控訴に至らぬと思うんです。ですから、そのところをはっきりお答えいただきたいわけです。

○議長（川村幸善君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） 先ほども答弁の中で申し上げましたように、私が新聞記者に言った言葉の中でも申し上げたわけですが、一つには人間としての心情的な面を申し上げておるわけでございまして、相手の今の身体的状況を考えた場合に、そういった何らかの補償をしてあげて、城田君が将来少しでも明るい人生を踏んでいただける方向へ向いていただきたいという気持ちがございます。

とともに一方では、やはりこういった教育上においてどこまで指導をしたらいいかどうかという問題については、一応そういったものとは切り離す中で、この事件の場合の状況等の指導についても、先ほどから申し上げておるように、ずっと積み重ねの段階的な指導の中で、それから本人のそういった水泳に対する能力等を考えた場合に、なおこういった判決が出たということについては、今後ともやはり教育上指導するものとして非常に不安も生ずることでございますので、その判断を上級審で得たいという趣旨でございました。

○議長（川村幸善君） 小井道夫君。

○小井道夫君 時間もありませんので、もう1点だけ。

今のご答弁は納得できません。それから、先ほど最初の橋本茂議員の質問に対する答弁の中で、一般的指導をすればいいんだという判決を得たいんだと、上訴してそれを得たいんだと、こうおっしゃったんですけれども、

今教育長のご答弁をお聞きしていますと、このケースの場合、何かその当該の子供にいろいろな問題があったかのように受けとめられるようなご答弁なんですね。であったとしても、仮にそういうふうの問題があったとしても、それであればあるほど、個別の指導ということがやはり相当重視されなきゃならない。体育指導において一般的指導をすればいいんだという判決が得られれば、そのために上訴するという理由は非常に乏しいじゃないですか。ここでこれから1級の障害を持って介護していかなきゃならない父兄に対しても、人命を尊重する、人権を尊重するという教育委員会がそういうことをこれから長々やっていくんですか。今の橋本茂議員の答弁を聞いても、和解の機会がなかったなど言って、こういうふうな形にしてしまっておって、非常に人命、人権尊重のうたい文句とは裏腹な行動だと。

冒頭にも申し上げましたように、9月の三重西小学校における市川教諭の死亡事故に対する対応の問題、これはいずれ機会を見て、私どもも徹底的に教育長の責任を追求していきたいと思っておりますけれども、この問題の対応一つとってもそうですが、ひとつ深く反省して対応していただきたい。

それで、教育民生委員会でも、さらにこれは弁護団の知恵に依拠したというようなことを言われておりますし、弁護団の出席も求めてとことん追求していただきたいということを注文しておきたいと思っております。

お答えを一つだけいただきたい。

○議長（川村幸善君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） これは非常に難しい問題であり、長い時間かけてきた問題でございますので、今小井議員の申されたように、常任委員会でのご審議を待ちたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第117号 平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についてのお尋ねをいたします。

この決算認定のうち、一般会計歳出第10款の教育費について。その教育費のうち社会教育費についてお尋ねをいたします。

平成元年度に歴史的建造物調査事業が行われました。私の地元でございます亀山製絲株式会社室山工場の調査が行われて、この平成2年度にその調査報告書及び歴史的景観形成地区建造物の調査報告書を、実施額151万4,000円で刊行したと、このように主要施策実績報告書にも明記してあるわけですが、平成2年度が終わった7カ月たった今日、私自身この報告書を見たことがないわけですが、一体どうなっているのか。この刊行できなかったことは、一体どこに問題があったのか。あるいは、公金の支出に当たって、制度上問題はなかったのか。それと同時に、これが刊行されていない、このことが明らかになったときに、どう教育委員会として対応したのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問のございました亀山製絲室山工場の、いわゆる歴史的景観建造物の調査を終わりました、その結果につきましては、この建物の保存ということを含めまして、保存用として刊行をいたしております。書物としては刊行をいたしました。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

○佐野光信君 今、刊行したとおっしゃいますけれども、図書館へ行ってありません。あるいは、私どもの地域の四郷地区市民センターに行って尋ねても、この本が刊行されていない。どこで一体何部刊行したんですか。その日付とともに明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（川村幸善君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいま申し上げましたように、この歴史的建造物を保存する意味で、その調査結果をまとめておるわけでございまして、一般市販をする目的の書物でございませぬので、私どもの方を中心として

これを持っておるわけでございます。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

○佐野光信君 教育長、余りいいかげんなことを言ってもらっては困るわけなんです。刊行したと言うけれども、実際は全然出してないんでしょう。これは文化課に尋ねたところ、いろいろ問題があって、出したけれども、引っ込めた。そして、改めて追加分を含めて発行するんだと、こういうことで今作業が進んでいるんじゃないですか。それでもって、刊行したって。1冊も出してなくて、どうして刊行したって言えるんですか。もし、追加分があったとしても、一たん出したものなら出して、追加分は追加分として出して取り扱うのが本来の問題ではないでしょうか。しかも、平成2年度に刊行したと言われるんでしょう。あったら、実物を持ってきなさいよ。

○議長（川村幸善君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） 急な質問でもあり、私も調査不十分でございましたので、常任委員会の席で明らかにさせていただきたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は明日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

○議長（川村幸善君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、11月13日午後2時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時1分散会

会 議 録

第 2 日

(平成 3 年 11 月 13 日)

○議 事 日 程 第 2 号

平成 3 年11月13日（水） 午後 2 時開議

- 第 1 議案第 117号ないし議案第 119号 ……………委員長報告・質疑
討論・採決
- 第 2 議案第 120号 教育委員会委員の任命について ………説明・質疑
討論・採決
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（39名）

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
小 川 政 人
川 村 幸 善
喜多野 等
久 保 博 正
桑 原 勇

小林博次
 佐藤晃久
 佐野光信
 瀬川憲生
 田中武行
 田中俊行
 谷口廣陸
 土井数馬
 中森慎二
 野崎洋和
 野呂平和
 橋本茂藏
 橋本増藏
 長谷川昭雄
 日置紀平
 藤井浩治
 古市元一
 堀内弘士
 益田力子
 水野和子
 水野幹郎
 毛利道哉
 森真寿朗

○欠席議員（2名）

坂口正次
 豊田忠正

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	片岡一三
助役	加藤宣雄
収入役	毛利道男
調整監	鈴木一美
市長公室長	栗本春樹
計画推進部長	馬淵則昭
総務部長	石川徹夫
財政部長	佐々木龍夫
市民部長	小畑廣次
福祉部長	田中昌治
商工部長	米津正夫
農林水産部長	黒田昭公
環境部長	鶴飼滋稔
都市計画部長	山田喜大夫
建設部長	西田幹隆
下水道部長	岡田村
消防長	島村敏彦
消防次長	浜谷孝男
副収入役	佐野孝男

教育長	丹羽武
教育次長	宮田勉

代表監査委員	樋尾裕
--------	-----

○出席事務局職員

事務局 長	長谷川 昭 彦
議事課 長	伊 藤 千 秋
議事課長補佐	福 島 和 幸
議事係 長	玉 田 耕 士
主 幹	井 上 紀久夫
主 幹	水 谷 正 昭

午後2時1分開議

○議長（川村幸善君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、39名であります。

本日の議事日程については、お手元に配付いたしました議事日程第2号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第117号ないし議案第119号

○議長（川村幸善君） 日程第1、議案第117号平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についてないし議案第119号専決処分についての3件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長をお願いいたします。

田中 武君。

〔総務委員長（田中 武君）登壇〕

○総務委員長（田中 武君） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第117号平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についての関係部分についてであります。

初めに決算全般についてご報告申し上げます。

平成2年度の我が国経済は、内需主導を中心とした景気拡大基調にありながらも、湾岸戦争の勃発やバブル経済の崩壊などから陰りが見られ、それが本市財政にも影響を与えておりますが、こうした中で、平成2年度の一般会計決算では、歳入は、個人市民税は順調な伸びを見せたものの、法人市民税が税率の引き下げや一部企業の業績の悪化によって8年ぶりに大幅な減収となったため対前年度比2.9%の増加にとどまりました。また、歳出は対前年度比3.1%の増加となりまして、総体としましては本市財政はおおむね順調に推移いたしております。

財政構造につきましては、歳入総額に占める市税の割合は58.81%、また財政力指数の前3カ年平均は1.118と、いずれも平成元年度実績を若干下回っておりますが、他市に比べて高い水準を保っております。

しかし、市債の償還額が市財政に及ぼす程度を示す公債費比率は12.9%、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は70.2%と、いずれも前年度を上回り、やや硬直化傾向が見られます。

当委員会は、以上のような決算全般の状況を踏まえ、付託された関係議案について順次審査を行いました。

それでは、一般会計の各科目からご報告いたします。

まず歳入についてであります。

税の賦課・徴収は公平を旨とするのが大原則であり、理事者においては日々適正な課税事務の遂行に努められているところではありますが、その一方で、市税の滞納は依然として後を絶たないのが実態であります。

理事者からは「平成2年度における市税の収納率は、ほぼ前年度並みの水準を維持しているが、生活の困窮を主な理由とする滞納のほかに、行政に対する不信感に基づく滞納も一部にあることから、こうした滞納者に対しては、関係部局の協力も得ながら、滞納額の解消に努めている」との説明がありました。

当委員会は、税の滞納額の増加は他の大多数の一般市民の納税意欲に影

響を与えるのみならず、地方自治制度の基本である行政と住民の信頼関係にも影響を及ぼしかねないことから、特に行政不信に名をかりる等の悪質な滞納者に対しては、今後とも毅然とした態度で臨むことにより、税負担の公平性の確保に努めていくよう指摘いたしました。

そのほか、一部委員から、第1款市税のうち、法人市民税において大企業に対する不均一超過課税を導入すべきであるとの意見があったほか、第8款分担金及び負担金、第9款使用料及び手数料、第15款諸収入について反対意見がありました。

次に、歳出についてであります。

第1款議会費につきましては、一部委員から、議員報酬の引き上げについて反対意見がありました。

次に、第2款総務費についてであります。現在、本市ではさまざまなプロジェクト事業が進められており、それらのうち新都市拠点整備事業、JR関西本線連続立体交差事業、鈴鹿山麓リサーチパーク、近鉄四日市駅東地下駐車場整備事業等の特命的な事業を推進するために、本年4月に計画推進部が新設されたところでありますが、その他のプロジェクトについても、各部局がさらに連携を密にし、計画段階から事業完了までを一貫して担当する手法も導入すべきであるとの意見がありました。

開学4年目を迎え、来春には第1期の卒業生を出す四日市大学については、就職活動も順調に推移しておりますが、今後より一層地域に開かれた国際的に飛躍する大学としていくために、本市にふさわしい学部を新設することにより、さらに特色のある大学に発展させるべきであるとの意見がありました。

そのほか、選挙の開票事務のスピードアップ、窓口での市民サービスの一層の向上、職員研修の充実、地区交流懇談会のあり方について意見がありました。

なお、特別職の給与引き上げ、財団法人国際環境技術移転研究センター

への出捐金、及び天津市への友好訪問団の派遣費について、一部委員から反対意見がありました。

次に、第4款衛生費のうち、第1項保健衛生費についてであります。ゴルフ場の農業問題については、過去、当委員会においても再三にわたり論議をしてきたところでありますが、最近の動向についてただしたところ、理事者からは、「平成2年度には既存の3ゴルフ場と、また平成3年度には新しくオープンしたゴルフ場とそれぞれ環境保全協定を締結し、農業の使用に関する指導や排水の測定を行いながら汚染の未然防止に努めており、現時点では特に異常は認められない」との説明がありました。

当委員会は、今後も引き続き協定に基づく水質の監視に努めていくとともに、その調査結果を、市の広報や地区市民センター等を通じて広く公表していくことにより、関係住民の理解を深め、不安を解消していくよう指摘いたしました。

そのほか、各種検診の受診率向上のための検診車の導入、地区市民センターへの保健婦の配置等について意見がありました。

なお、一部委員から、公害健康被害補償費については、新規患者を市独自の制度で救済すべきであるとの観点から反対意見がありました。

第4款衛生費のうち、第2項清掃費については、市民の環境問題に対する関心が高まっている中で、ごみの分別排出が適正に行われている自治会等の団体を表彰するなどして、最も身近な環境問題であるごみに関する意識啓発や環境保護についてのPRに努めていくべきであるとの意見がありました。

また、北部清掃工場の老朽化対策について意見がありました。

なお、昭和63年度から順次実施されているし尿収集業務の生活環境公社への委託費については、一部委員から、従来の直営方式に戻すべきであるとの反対意見がありました。

第4款衛生費のうち、第3項上水道費及び第4項病院費については、別

段異議はありませんでした。

次に、第8款土木費のうち、第4項港湾費については、一部委員から、大企業に対しては四日市港の受益者として応分の負担を、また三重県に対しては負担割合の拡大を求めていくべきであるとの観点から反対であるとの意見がありました。

第8款土木費のうち、第5項都市計画費の関係部分については、別段異議はありませんでした。

次に、第9款消防費についてであります。市民の防災意識の高揚を図るため、毎年防災の日に実施している防災訓練については、一部でマンネリ化しているとの声も聞かれることから、より一層積極的な参加が得られるように訓練内容を検討していくべきであるとの意見がありました。

そのほか、コンビナート企業における災害時の二次災害防止のための措置、ひとり暮らし所帯の既往症患者登録制度の導入、防火地域の木造建築物の火災予防対策等について意見がありました。

第11款公債費につきましては、一部委員から、大型共同作業所に係る償還金について反対意見がありました。

第12款諸支出金及び第13款予備費については、別段異議はありませんでした。

また、交通災害共済事業特別会計、公共用地取得事業特別会計、及び桜財産区についても別段異議はありませんでした。

なお、予算の執行に関連して、財政調整基金を初めとする各種基金の積極的な活用について意見がありました。

以上の経過によりまして、議案第117号平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についての関係部分については、賛成多数により認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第118号工事請負契約の締結については、北部雨水（污水）4号幹線管渠布設工事に係る契約締結議案であり、別段異議なく原案のと

おり可決すべきものと決しました。

これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君）次に、教育民生委員長をお願いいたします。

伊藤正数君。

〔教育民生委員長（伊藤正数君）登壇〕

○教育民生委員長（伊藤正数君）教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第117号平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についての関係部分のうち、一般会計決算の歳出第3款民生費であります。

社会福祉費において、西老人福祉センターの利用者が減少していることから、マイクロバスによる効率的な送迎など利用者の一層の利便を図るための施策を講ずるよう指摘いたしました。

寝たきり老人など介護手当及び重症心身障害者手当については、平成2年度より増額支給されていることに対し、評価するものでありますが、今後ともより一層の充実に努めるべきとの意見がありました。

児童福祉費において、現在あけぼの学園で就学前の心身障害児に対し、療育訓練に努めているところではありますが、依然として入園希望者が多いことから、地域バランスも考慮し、施設整備を行っていくよう指摘いたしました。

養護施設「希望の家」について、施設整備などについて意見がありました。

また、進展する高齢化の視点に立った総合的なまちづくりを推進するため策定された「ふるさと21健康長寿のまちづくり基本計画」や健康づくりの一貫として進められているヘルスパイオニアタウン事業について、福祉・健康等各方面にわたる事業展開を図るため、これら施策の積極的な啓発・普及に努めるよう要望いたしました。

なお、一部委員から、大型共同作業所設備等保守点検委託料について反対意見がありました。

次に、歳出第10款教育費についてであります。学校建設費において、体育科及び部活動の武道奨励のため武道場の整備が計画的に行われているところではありますが、十分に活用されていない施設が一部見受けられることから、指導体制の充実を図り、目的にかなった施設の運用に努めるよう指摘いたしました。

社会教育費において、科学技術の高度化や情報化・高齢化の進展などに伴い市民の生涯学習に対するニーズが年々増加していることから、市民大学などの企画に当たっては、今後とも引き続きカリキュラムの充実を図り、学習意欲の向上に努めるよう要望いたしました。

文化財保護普及啓発事業について、今後とも市内の主な国・県・市指定史跡等の積極的な維持管理に努めるよう要望いたしました。

文化団体に育成について、本市の文化の発展と向上を図るため、自主的な市民文化団体に対しても、積極的な支援を行うべきであるとの意見がありました。

歴史的建造物調査事業については、理事者より亀山製絲株式会社室山工場の歴史的建造物調査報告については、平成元年度に調査を実施、平成2年度に印刷発注、平成3年3月に完成品を受納したところである。その後配布手続について検討を行っていたところ、調査受託者である歴史的建造物研究会の名城大学伊藤教授より、亀山製絲株式会社の前身である旧伊藤製糸部の人名総一覧表という貴重な資料が群馬県富岡製糸の資料の中から発見されたので、さきの報告書が未配布であれば、挿入した方がよいのではないかと提案を受けた。教育委員会としては、当初はその人名表のみ別印刷で対応したいと考えたが、紙数がわずかであり、別印刷では保管上散逸するおそれもあると考えられること、利用の面からも挿入した方が使いやすいこと、また当初調査項目になかったものの、より価値のある報告書

を刊行すべきとの判断から、平成3年度において印刷挿入を発注したものであり、納品の予定は今年20日となっている」との説明があり、これを了といたしました。

留守家庭学童事業について、来年度から学校週5日制の導入が予想されることから、福祉部との連携を図りながら一層の充実を図っていくよう要望いたしました。

小中学校及び幼稚園における健康診断について、児童の健康増進に向け、検診項目を増やすべきとの意見がありました。

また、小中学校における各種就学援助について今後とも積極的に啓発を行うべきとの意見がありました。

教育予算につきましては、一般会計に占める割合が昨年を下回り14.8%となっております。現在本市では、教育環境の整備、文化水準の向上、青少年の健全育成など多くの課題を抱えていることから、これらに積極的にこたえ必要な施策を講ずるため、教育予算の十分な確保に努めるよう要望いたしました。

歳出第14款災害復旧費のうち第3項文教施設災害復旧費につきましては、別段異議はありませんでした。

なお、予算執行に当たっては、財源の効率的な運用を図る見地から事業の正確な見通しのもとに予算計上を行い、最大限の行政効果が発揮されるよう要望いたしました。

次に、特別会計であります。

福祉資金貸付事業特別会計決算につきましては、一部委員から、反対意見がありました。

国民健康保険特別会計決算及び老人保健医療特別会計決算につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、議案第117号平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についての関係部分につきましては、賛成多数

により認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 119号専決処分についてであります。

当議案は、今後の学校教育の根幹にかかわる重要な問題であることから、特に慎重に審査を行ったところであります。

理事者からは「平成 3 年10月11日に出された判決の中で、教諭に個別指導、飛び込み直前の指導を欠いた過失があるとされた点に対し、控訴期限まで慎重に検討を行った結果、今後の体育授業の指導に支障を来すことが考えられることから、やむを得ず控訴を行ったものであり、一方今後のプール施設のあり方については指導方法も含め、研究課題として取り組んでいるところである」との説明がありました。

審査の過程において、プールの水深及び飛び込み指導の見直し、飛び込み台の撤去、指導体制のあり方、和解の検討について意見がありました。また、このような事故については、機を逸することなく報告すべきとの意見がありました。

当委員会はこれを了とするものの、今後の体育授業における指導に当たっては児童生徒の安全確保に十分配慮し、このような不幸な事故が起きないよう事故再発防止に万全の方策を講じるべきことを強く要望いたしました。

一部委員より、訴えの提起が専決処分によってなされたこと、並びに市が控訴の判断を下したことについて、原告の心情を考慮し、控訴すべきでないとの反対意見がありました。

以上の経過により議案第 119号専決処分については、賛成多数により承認すべきものと決した次第であります。

これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 次に、産業公営企業委員長をお願いいたします。

谷口廣睦君。

〔産業公営企業委員長（谷口廣睦君）登壇〕

○産業公営企業委員長（谷口廣睦君） 産業公営企業委員会に付託されま

した議案第 117号平成 2 年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についての関係部分について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計のうち歳出第 6 款農林水産業費についてであります。

サルやイノシシから農作物への被害防止を図るた有害鳥獣駆除事業が実施されておりますが、設置当初は一応の効果が見られたものの、最近サルが電気柵を飛び越えるなど、再び被害が増加をしていることから、より有効な駆除対策を講ずるよう指摘いたしました。

国際社会において、日本の農業を取り巻く環境が一段と厳しさを増している中で、農業後継者確保を図る一環として、農業後継者海外研修事業が実施されておりますが、研修成果が研修生の個々の知識・体験として生かされるにとどまっていることから、研修レポートを広く農業関係者に紹介するなど農業振興策の一つとして、さらに実効を上げていくよう指摘いたしました。

本市域沿岸漁業区域は埋め立て事業等により、ますます狭まっていく傾向にあることから、今後の沿岸漁業振興を図るためクルマエビ種苗を初め各種放流事業の拡充による育てる漁業への取り組みを一層充実・強化していくよう要望いたしました。

また、現在検討されている本市域 4 漁協の合併問題について、その進捗状況についてただしたところ、理事者からは「2 年度において 4 漁協の代表者による合併推進検討委員会を設置し、協議を進めているが、各漁協とも合併についての理解を深めつつあり、早期合意が得られるよう努めたい」との説明がありました。

漁業従事者の高齢化、資源の減少など水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、これからの漁業経営の基盤強化を図るには漁協合併が不可欠であることから、合併推進に向かって格段の努力を行うよう指摘するとともに近隣漁協との広域的な連帯の可能性についても検討するよう要望いたし

ました。

次に、歳出第7款商工費についてであります。アムスクエアの開業、さらには来年早々に迫った大店法の規制緩和など、中小商店が多数を占める地元商業界にとって経営環境は大きく変化しつつあり、行政として状況の変化に的確に対応するとともに、まちづくり手法を含む商店街の活性化対策を早急に講じていくよう指摘いたしました。

勤労青少年ホームにおいては講座づくり・クラブ活動の育成・各種イベントの開催を中心にして運営がなされており、成果を上げつつありますが若者の新しいニーズに合わせて事業内容の充実を図るなど、さらに魅力あるホームづくりに取り組むとともに、特にイベント開催に当たっては、他のイベントと競合することのないよう開催時期を十分考慮することを指摘いたしました。

中央通りで実施されているライトアップ事業は、本市のイメージアップに貢献し、市民にも好評を得ている事業であるので、対象区域を拡大して、さらに効果を高めていくよう要望いたしました。

「萬古焼の里構想」の早期事業化については、過去の委員会において指摘してきたところではありますが、当事業は地元産地の活性化を図っていく上で重要な役割を担うものであり、進捗率の向上を図るべく一層の努力を行うよう指摘いたしました。

また、じばさん三重の貸し館業務の見直し、地域経済研究所の事業内容のPR強化、宮妻峡周辺の整備について意見がありました。

歳出第5款労働費及び歳出14款第1項農林水産施設災害復旧費については別段異議はありませんでした。

次に、競輪事業特別会計についてであります。

理事者からは「好景気により個人消費が依然として堅調であったことに加えて北投票所ドリームスペースの完成、場外ファンバス路線の新設、企画競輪の充実等、積極的な売上浮揚策に努めた結果、車券売上高・入場者

数ともに前年度を上回り、単年度収支において2億2,900万円、実質剰余金29億6,200万円を計上することができた」との説明がありました。

当委員会は、一般会計に8億円の繰り入れを行うなど競輪事業が本市財政に大きく貢献していることについて、理事者の労を多とするところではありますが、大規模な施設改善により競輪場間のファンの誘致競争が厳しさを増していることから、今後とも特色ある施設整備、ファンサービスの向上とあわせて、テレビ・新聞による広域的なPRのもと県外からのファン誘致に努めるなど、経営基盤の一層の強化を図るよう指摘いたしました。

このほか、競輪場のパート労働者の待遇改善についての意見がありました。

食肉センター食肉市場特別会計については、使用料への消費税転嫁について、一部委員より反対意見がありました。

農業集落排水事業特別会計については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第117号平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についての関係部分については賛成多数により認定すべきものと決した次第であります。

これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

大島武雄君。

〔建設委員長（大島武雄君）登壇〕

○建設委員長（大島武雄君） 建設委員会に付託されました議案第117号平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についての関係部分について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計についてであります。

歳出第8款土木費の土木管理費については、諏訪栄町一番街の公道において自転車の不法駐車が多く見られることから、道路管理者として、関係業者に対して厳しく指導するよう指摘いたしました。

また、傾斜地における土木工事の規制に関する指導要綱の早期改正について意見がありました。

道路橋梁費については、公共用地の取得において地権者からの代替地要求や家屋移転で難航し、道路整備事業の早期推進に支障を来しているのが実態であります。

当委員会は、公共事業の推進を図るため、用地取得について抜本的な解決策を講じるよう指摘いたしました。

都市計画費については、複合機能都市整備計画策定等種々の調査が実施されているところでありますが、調査の段階において市民ニーズを的確に把握することはもとより、従前の整備計画との整合性に勘案しながら、体系的な計画策定に努めるよう指摘いたしました。

あわせて、市の基本方針に基づき積極的な事業遂行に努めるよう指摘いたしました。

また、都市景観の形成に寄与している建築物等の所有者などを対象とした表彰制度を創設するとともに、電柱の地下埋設化の促進等公共空間の整備を図るなど、魅力的な都市景観づくりについて一段の努力をすべきことを指摘いたしました。

住宅費については、市営住宅の建設を福祉施策の一環としてとらえ、老人や身体障害者等の社会的弱者を対象とした住宅建設を促進するとともに、ふるがまの設置を検討するなど入居者の利便の向上に一層配慮するよう指摘いたしました。

そのほか、収入基準を超過した入居者に対しては、入居希望者の需要が増大している状況を勘案し、適切な指導に努めるべきとの意見がありました。

なお、霞ヶ浦緑地譲受費、公営住宅建設事業及び県営事業負担金について、一部反対意見がありました。

歳出第14款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費については、急傾斜地

崩壊対策事業の早期推進及び市内危険箇所への応急的な対応策について意見がありました。

次に、各特別会計についてであります。

公共下水道特別会計については、排水区域及び処理可能区域の拡大のため、幹線等下水道管の整備を推進するとともに、なお一層の下水道使用料の増収を図るため、水洗便所改造助成制度の充実強化など諸方策を講じ、未水洗化戸数の減少に努めるよう強く指摘いたしました。

そのほか、下水道負担金及び下水道使用料の滞納額の早期解消について意見がありました。

土地区画整理事業特別会計については、別段異議はありませんでした。

市営駐車場特別会計については、駐車場利用者の一日当たり利用率が伸び悩みの状況にあることから、今後の利用率の向上策について理事者の考えをただしたのであります。理事者からは「中央駐車場については、周辺の商店街との連携やループバスの有効活用を図るとともに、本町駐車場については、周辺の商店街及び公共職業安定所との連携等により、利用促進を図っていきたい」との説明がありました。

当委員会は、市街地中心部における慢性的な駐車場不足を緩和すべく、中央駐車場及び本町駐車場の利用向上を図り、使用料収入の増収に努力することを指摘いたしました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計については、過去当委員会において、貸付金滞納額の解消策について、幾度も指摘してきたところではありますが、依然として実効を上げていない状況にあることから、担保の設定等の対策を積極的に講じるなど滞納額の解消に格段の努力を払うよう強く指摘いたしました。

なお、本特別会計については、一部委員より反対がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第117号平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についての関係部分

については、賛成多数により認定すべきものと決した次第であります。

これもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対しご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、日本共産党四日市市議団を代表して、今臨時議会に提出された3議案のうち、議案第117号平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定についてと議案第119号専決処分について、幾つかの問題点があり、反対するものであります。

議案第117号につきましては、このうちの平成2年度の一般会計決算と食肉センター食肉市場特別会計、公共下水道特別会計、土地区画整理事業特別会計、市営駐車場特別会計、福祉資金貸付事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計の各決算については、認定しがたい問題点があり、反対をいたします。

まず、第1の問題は、平成2年度の一般会計決算全体に関してであります。決算では歳入が778億円余り、歳出で766億円余りとなり、実質収支額は約8億9,000万円であります。実質収支額が昨年度決算と比較いたしますと、少しは減ったとはいえ、各種基金の積み立て状況を踏まえると、3年連続の大幅黒字であり、膨大な財政余裕を持つ状態だと指摘できるところであります。

この決算内容について市長は各般の施策を丹念に見直し、重点的かつ計画的に推進することを基本とし、行財政改革の推進を、可能な限りの財源

確保を図り、効率的な経費の配分に努めた結果だと説明されていますが、決してそうではありません。当初予算において私どもが指摘したところがありますが、切実な市民の要求が切り捨てられたり、先送りされたりしていることは決算状況に照らしても明らかであります。年度途中においても必要な事業については積極的な財政運営をとって取り組むべきであったと指摘せざるを得ません。

特に、本市の状況を見ましても、市民の切実な要求である道路、下水、住宅等の生活関連の都市基盤を整備することは焦眉の課題となっております。

この3年間で各種基金の積み立てが大幅に行われ、平成2年度末の各種基金積立額の合計は123億8,400万円余りとなっております。これらの基金のうち、目的別に積み立てたものもありますが、積み立てるだけでなく有効な事業に取り組むべきであります。

平成2年度は消費税が導入されて2年目の決算であります。この消費税が導入されたことにより、市の財政にも元年度に引き続き大きな影響を及ぼしております。今回発足した宮沢新内閣は消費税率アップについても状況によってはあり得ると受け取られる発言をしていますし、消費税廃止を求めて一層取り組みを強めるべきであります。消費税導入に伴い市の公共料金に消費税上乗せが強行され、市営駐車場と食肉センターの使用料手数料への消費税が上乗せされましたが、撤回すべきであり、関係する特別会計の決算の認定には反対するものであります。

一方で消費税導入により市民生活の圧迫と自治体の財政を圧迫している中で、他方では国の補助金カットがさらに追い打ちをかけています。今決算において本市への影響額は59年度対比で8億700万円にも上っております。市長を先頭にこの復元にあらゆる努力を求めるものであります。

今決算には市民への負担増という形で、市の公共料金引き上げが行われております。幼稚園、保育園の保育料、産業廃棄物の処理施設の使用料の

値上げ、市営住宅の家賃値上げについては、一部減免制度が拡充されたとはいえ容認できないものであります。

第2に、子どもは予算審議の際にも、暮らし、福祉、教育の市民負担が大きく強いられている一方、大企業への優遇措置が改められないまま不公平な行政が貫かれていることを指摘しましたが、この点は市政運営の根本問題であり、市民本意の公正な姿勢に改めていくべきであることを強く主張するものであります。今年度決算においては、法人市民税が昨年決算よりも減少していることから、より少しでも財源を確保していく上でも、子どもが従来から主張しています大企業への不均一超過課税への導入が必要欠くことのできないものとして見直しを強く求めるものであります。

高齢化社会を迎える今日、在宅福祉の充実が叫ばれており、ホームヘルパーの派遣事業の拡充は市民も強く要望されていますが、平成2年度において、関係のご家庭から36件、96万1,400円の負担金を徴収しています。三重県下で一番の財政力を誇る四日市市で、この負担金は徴収すべきでなく、反対するものであります。特別職や議員報酬の引き上げが3年連続で行われましたが、市民感情を考慮に入れるならば、据え置くべきでありました。

財団法人国際環境技術移転センターへの出捐金については事業の性格からももっと国や企業負担を多くして、市費は負担すべきではありませんでしたし、反対するものであります。

港の負担金が10億5,600万円余りになっていますが、港を利用する大企業からきちっと負担金を取るべきであるし、また県に対しても負担区分の改善を図るよう要求するなどを行い、巨額の市費の負担は認めることはできません。

公害健康被害補償法の改悪により、公害指定地域が解除されて3年目の年でありました。ところが、四日市の大気汚染状況は二酸化窒素についても微増の状況であるし、光化学オキシダントも増加するなど、悪化してお

ります。そういう点で重大な問題があります。指定地域解除前と後において悪化している点もあり、従来の指定地域だけ比較して、新規患者発生率は有意差が認められないとしていることは、煙突が高くなり、遠いところまで拡散されている状況を見ないことであり、新規の患者が発生しているはずであるし、市独自の制度を設けるべきであります。

また、国に対して地域指定解除の復活要求、二酸化窒素の規制を初め、発生源への厳しい規制、原因者負担制度の確立等を強く求めるべきであります。

あわせて、霞ヶ浦緑地譲受費についても公害対策にふさわしく、関係企業に負担させるべきであり、反対をいたします。

不公正な行政をただすという点で、同和関係の決算について、特定の団体への多額な支出や、大型共同作業所への市費負担はやめて、施設は関係企業に売却するなど、適切な処分をすべきであります。個人給付制度に依然として所得制限が設けられていないこと等については認めることができません。

福祉資金貸付事業特別会計決算では、貸付金収入が調定額1億370万円に対し、収入済額が2,120万円であり、収入未済額が昨年度と比較いたしましても、690万円も増えております。この事態の解消とともに、以前から指摘してきたように、この制度は同和地域住民だけに限定せずに、全市民に適用されるよう改善を求めるものであります。

住宅新築資金等貸付事業です。これもまた貸付金の収入未済額が年々増大し、2年度決算では前年度よりも1,144万円も多い8,362万円であります。この事業も過去からの焦げつきが多く、貸し付け方法にも問題があったにもかかわらず、特別扱いをしてきた結果が今日の事態を生み出しています。一日も早く正常な事業として確立するよう求めるものであります。

続いて、行財政改革について触れます。

清掃部門のし尿収集業務を欠員不補充で公社委託を進めていますが、こ

の業務の性格上からも直営を守るべきであり、改めて強く主張いたします。

丸の内の市営住宅が建設されましたが、壁の厚さが21センチもあり、坪41万円もする自転車置き場や、坪53万円もの屋外収納物置をつくるなど、合計で1,110万円もの支出を認めることができず、反対するものであります。もっとふろおけの設置など、設備面で充実させるべきでありました。

県営事業や、本来県が取り組むべき事業に対する市の負担金は、合計で8億3,600万円余りの多額に上っています。この支出がなければ、もっと市民要望を実現できたはずであり、関連する公共下水道特別会計、土地区画整理事業特別会計にも反対するものであります。

最後に、国際交流のあり方について述べます。

2年度は、天津市との友好都市提携10周年記念事業が実施されましたが、これは認めることができません。ご存じのように、中国政府は天安門事件で武力をもって、民主主義を求める市民、学生を弾圧をいたしました。そして、弾圧を反省するどころか、その後も中国各地で自由と民主主義を求める市民を弾圧するという異常な事態が続いています。私ども日本共産党は社会主義国にあるまじき言語道断の出来事であり、強く批判をしたいところであります。

ところが、中国政府が反省することなく自国の国民を弾圧し続けているときに、都市提携をしているからということで、10周年記念事業に基づいて、公式訪中団の派遣を行ったことは、中国政府の態度を容認することになり、真に正しい国際交流を進める立場からも行うべきでなく、この決算に反対するものであります。

議案第119号専決処分についてであります。

昭和61年7月14日に、富洲原中学校において、当時2年生の児童が体育授業の水泳のスタート練習中に、スタート台から真下に飛び込み、頭部を打ち、身体障害者となった事件、14回の公判を経て、地裁で6対4で教師の指導責任が問われた判決が出され、この判決に不服として控訴したもの

であります。控訴することに反対するものであります。

教師の指導性が問われていることは、今後の教育指導上の問題があるということで控訴しているわけですが、体育の指導というのは、大なり小なりの危険が伴うものではないでしょうか。それだけに、それを前提として万全の対策をとり、それなりの注意、指導が必要なのではないでしょうか。教師の過失割合が6割だから控訴するというのですが、5割ならいいのか、4割ならいいのか、明らかにされていません。また、和解勧告がなされたら従わないということでもないということでございます。控訴の理由にならないのではないのでしょうか。

もともとこの種の事故について過去の事例を調べますと、第一審で判決が出されるまでに和解で解決しているのが多くの事例であります。その点を考えると、5年余りの裁判期間中に14回の公判を重ねてきたということですが、判決が出るまでに、なぜ解決できなかったのか不思議でなりません。教育委員会は弁護士任せにしてきたのではないのでしょうか。あるいは、弁護士の情勢判断、あるいは対応が悪くて、このような結果になったのか。本当に教育委員会も弁護士も、人道上からも適切な対応を行ってきたのか疑わしく思うわけであります。

また、この5年余りの中でも、全国的にも事故が起きたプールについて施設改善に取り組んでいるところもあります。ところが、四日市市では文部省の基準に合致しているからということで施設改善が放置されていることは、教育委員会が人道上からも対応が悪いことを指摘せざるを得ません。控訴した後、一般的には和解勧告が行われるということですが、和解勧告による和解を行っても、一審の判決はそのまま生きているものであります。そういう点からも今まで5年間も原告に苦勞をかけてきたことを考えるならば、控訴してこれ以上に裁判を長引かせるべきではありません。即刻控訴を取り下げるべきであり、控訴に反対するものであります。

○議長（川村幸善君） 時間が参りましたので、佐野光信君の討論はこの

程度にとどめさせていただきます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第 117号平成 2 年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について及び議案第 119号専決処分についての 2 件を一括して、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定及び承認であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(川村幸善君) 起立多数であります。よって、本件は認定及び承認されました。

次に、議案第 118号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川村幸善君) ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第 2 議案第 120号 教育委員会委員の任命について

○議長(川村幸善君) 日程第 2、議案第 120号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

〔教育長(丹羽武君)退席〕

○議長(川村幸善君) 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(加藤寛嗣君)登壇〕

○市長(加藤寛嗣君) ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案第 120号は、本市の教育委員会委員のうち、来る11月19日をもって任期満了となります丹羽武氏を引き続き任命いたしたいと存じ提案するものであります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただきご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川村幸善君) 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川村幸善君) 別段ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。発言を許します。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 従来私どもは特別職や各種委員の任命に際して、ほとんどの場合提案どおり同意をしまいましたが、今議案の教育委員任命には反対の立場を申し上げるものです。

教育委員は、法律にも「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者」と明記されておりますが、これらの方々によって構成される教育委員会の責務は重大であり、特に本市の教育諸分野の山積する課題、事業を進める上で、市民の人権を徹底して尊重する立場を貫き、学校教育現場における教職員、児童生徒の生命、安全を守り抜くことに全力を挙げねばならないことは、私が言うまでもありません。

しかしながら私どもは、最近教育分野における二つの事件への教育長、教育委員会の対応を見ると、残念ながら申し上げたような立場が貫かれていないのではないかと、率直に指摘しなければなりません。

一つは、今議会で審議された富洲原中プール事故の損害賠償請求事件をあえて控訴するという教育長、教育委員会の判断は、先ほどの反対討論で

述べられたとおり、重度の障害を持つことになった被害者の方に対し、人権上、人道上まことに不適切な措置であります。

いま一つは、本年9月22日に起きました三重西小学校での教師の死亡事件への対処であります。事件を重視いたしました私ども市議団は、独自の調査を重ねながら、教育長、教育委員会に対して、9月30日、10月29日の2回にわたって、必要な対策を至急とるよう強く申し入れてきたところであります。

ところが、既に2カ月近くたっても、当該学校施設の抜本的な安全対策や再発防止策はもとより、学校長と教育委員会の管理上、指導上の責任問題が厳しく問われている事件であるにもかかわらず、迅速で厳正な措置をしていない教育委員会、教育長の態度は全く納得いかないのであります。

この二つの事件への対応を見まして、私どもは教育長でもある丹羽氏を教育委員として任命することに同意できないことを表明するものであります。

以上を反対討論といたします。

○議長（川村幸善君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川村幸善君） 起立多数であります。よって、本件は同意することに決しました。

〔教育長（丹羽 武君）入場〕

○議長（川村幸善君） それでは、ただいま教育委員会委員に同意いたしました丹羽武教育長からごあいさつがありますので、よろしく願いいたします。

○教育長（丹羽 武君） ただいまは私の教育委員の再任に際しまして、

議員の皆様方からご承認を得ましたことをお礼申し上げます。

また、前任中、特に最後の1年間は教育長としての職を併任しておったわけですが、皆様方のご懇篤なるご指導、ご鞭撻を得まして、今日まで大過なく過ごせたことを、この席をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

なお、再任されましたわけですが、もとより私、浅学非才でございます。四日市の教育の向上に果たしてどれだけお役に立てるか、私自身厳しく見詰めておるところでございますが、人事を尽くして天命をまつといった言葉を実行することによって、全力を挙げて今後頑張ってまいりたいと存じておりますので、今まで以上にご懇篤なるご指導、ご鞭撻を厚くお願いいたしまして、お礼にかえさせていただく次第でございます。

どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（川村幸善君） 以上で、今臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、平成3年11月4日市議会臨時会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後3時3分閉会

地方自治法第 123条第 2 項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 川 村 幸 善

署 名 議 員 青 山 弘 忠

署 名 議 員 古 市 元 一

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 付託議案一覧表

平成3年11月臨時会会期日程

11月5日(火)	午前10時開会 議案上程…説明…質疑…委員会付託
6日(水)	各常任委員会
7日(木)	総務・教育民生・建設委員会
8日(金)	休 会
9日(土)	
10日(日)	
11日(月)	
12日(火)	
13日(水)	午後2時開議 委員長報告…質疑、討論、採決 議案上程…説明…質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(3.10.30)

◎ 11月臨時会について

- 1. 会期日程 別紙のとおり
- 2. 討論通告期限 11月11日(月) 正午
- 3. 発言時間
 - (1) 議案質疑 15分以内(答弁を含む)
 - (2) 討 論 15分以内

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕(4件)

議 案 名	議決結果
議案第 117号 平成2年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について	認 定
議案第 118号 工事請負契約の締結について —北部雨水(汚水)4号幹線管渠布設工事—	原案可決
議案第 119号 専決処分について	承 認
議案第 120号 教育委員会委員の任命について	同 意

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第 117号 平成 2 年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について

○ 一般会計

歳入全般

歳出第 1 款 議会費

第 2 款 総務費

第 4 款 衛生費

第 8 款第 4 項 港湾費

第 5 項 都市計画費中都心整備課関係部分

第 9 款 消防費

第11款 公債費

第12款 諸支出金

第13款 予備費

○ 交通災害共済事業特別会計

○ 公共用地取得事業特別会計

○ 桜財産区

議案第 118号 工事請負契約の締結について

－北部雨水（汚水）4 号幹線管渠布設工事－

○ 教育民生委員会

議案第 117号 平成 2 年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について

○ 一般会計

歳出第 3 款 民生費

第10款 教育費

第14款第 3 項 文教施設災害復旧費

○ 国民健康保険特別会計

○ 福祉資金貸付事業特別会計

○ 老人保健医療特別会計

議案第 119号 専決処分について

○ 産業公営企業委員会

議案第 117号 平成 2 年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について

○ 一般会計

歳出第 5 款 労働費

第 6 款 農林水産業費

第 7 款 商工費

第14款第 1 項 農林水産施設災害復旧費

○ 競輪事業特別会計

○ 食肉センター食肉市場特別会計

○ 農業集落排水事業特別会計

○ 建設委員会

議案第 117号 平成 2 年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等の決算認定について

○ 一般会計

歳出第 8 款 土木費（総務委員会に付託した部分を除く）

第14款第 2 項 土木施設災害復旧費

○ 公共下水道特別会計

○ 土地区画整理事業特別会計

○ 市営駐車場特別会計

○ 住宅新築資金等貸付事業特別会計